

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般 廃棄物 処理 施設 の 設 置 の 場 所			
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)			
着工予定年月日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※ 許可年月日	年 月 日		
※ 許可番号			
一般 廃棄物 処理 施設 の 处理 能 力	$m^3 / \text{日} () \text{時間}$ $t / \text{日} () \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3		
△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※ 事務処理欄			

△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値							
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項							
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項							
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)								
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>自家処分</th> <th>委託処分</th> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	自家処分	委託処分	処分方法		
区分	自家処分	委託処分						
処分方法								
特別管理一般廃棄物	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>自家処分</th> <th>委託処分</th> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	自家処分	委託処分	処分方法			
区分	自家処分	委託処分						
処分方法								
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)								
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項								

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

備考

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
 - 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄には、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
 - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載した上で、別紙を添付すること。

手数料欄

廃棄物処理施設設置許可申請書関係書類一覧表(申請者が法人の場合)

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	(○○単位/日、△△時間)、(○○単位/時間)
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧処理後の用途、販売先等	処理後の資材の用途・販売先等を明記する。
	⑨その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
2. 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	①当該施設の設備概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。
	②〃の装置仕様	施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。
	③〃の設計図面、カタログ等	施設本体や建屋等の構造計算書も添付する。
	④〃の処理能力算定資料	
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 書類、図面、処理工程図	①(最終処分場の場合) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	最終処分場の周囲の地形、地質を測量したデータ等、地下水の状況がわかる水質検査調査等の書類及び図面を添付する。
	②(最終処分場以外の施設) 処理工程図(作業フロー) 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。
4. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図		
4-1 位置図、配置図等	①位置図	青森市内での位置が分かるもの。
	②見取図	1/50,000～1/1,000 等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。
	③配置図等	1/1,000 以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
4-2 設置場所の登記簿等	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
4-3 土地の所有権、使用権を証明する書類	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用権を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
4-4 関係住民との協議資料 ※事前に説明・協議した場合のみ	①事前説明書 ②関係住民の同意書	施設の設置により生活環境の影響を受けると思われる関係住民等の理解や協力を得るために行った事前説明書や同意書がある場合添付する。
5. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
5-1 構造基準及び維持管理基準 (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①構造基準とそれに対する対応策 (別紙1参照)	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策 (別紙2参照)	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し基準に適合するための対応策を併記する。
	③廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。(廃棄物の比重はその根拠の添付又は県外廃棄物搬入事前

		協議での重量換算値を使用する。)
5-2 維持管理計画書 (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①運転時間(タイムスケジュール)	運転時間や休憩時間等を明記する。
	②設備の点検項目とその頻度及び記録簿	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びその点検頻度等を記載する。
	③生活環境への対処方法	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。
	④維持管理体制及び緊急時連絡先	施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。
5-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)
6. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	①施設の設置に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	当該施設の設置に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類(施設の売買契約書等)及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。
	②施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。
7. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表(決算報告書等)	直前3事業年度分
	②損益計算書	〃
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃
	④納税証明書	〃
8. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款	
	②法人の登記簿謄本	(申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本)
9. 住民票の写し、登記されていないことの証明書等		
9-1 廃棄物処理法第14条第3項第2号ニに規定する役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	〃
9-2 5%以上の株主又は 5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃
9-3 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが	〃

	できない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	
10. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第7条第5項第4号からまことに該当しないことを誓約する書面	
11. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により7、8の書類の添付を省略できる。
12. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第3条第7項)	一廃処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により9-1～9-3の住民票等の添付を省略できる。
13. その他	①委任状(代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
14. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙1)

破碎施設の構造基準

構 造 基 準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準(廃棄物処理法施行規則第4条) (第1号)自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
(第2号)削除 (第3号)ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(第4号)ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられれていること。	
(第5号)著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
(第6号)ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のこと。	
○個別基準(同法施行規則第4条) (第11号イ)投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	
(第11号ロ)破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	
(第11号ハ)爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	

※ 破碎施設以外の一般廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第4条に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準(廃棄物処理法施行規則第4条の5)	
(第1号)施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
(第10号)ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するため必要な措置を講ずること。	
(第11号)蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
(第12号)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
(第13号)施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。	
(第14号)施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	
(第16号)施設の維持管理に関する点検、検査その他措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	
○個別基準(同法施行規則第4条の5)	
(第6号イ)投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	
(第6号ロ)破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

*木くず・がれき類の破碎施設以外の一般廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第4の5条に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可年月日	年 月 日	
許可番号		
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
	変更前	変更後
一般廃棄物処理施設の処理能力	m^3 / 日()時間 t / 日()時間 m^3 / 時間 t / 時間 面積 m^2 埋立容量 m^3	m^3 / 日()時間 t / 日()時間 m^3 / 時間 t / 時間 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
△ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※変更の許可年月日	年 月 日	
※許可番号		
※事務処理欄		

廃棄物処理施設変更許可申請書関係書類一覧表(申請者が法人の場合)

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する)	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	(○○単位/日、△△時間)、(○○単位/時間)
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧処理後の用途、販売先等	処理後の資材の用途・販売先等を明記する。
	⑨その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
2. 変更後の廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する)	①当該施設の設備概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。
	②〃の装置仕様	施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。
	③〃の設計図面、カタログ等	施設本体や建屋等の構造計算書も添付する。
	④〃の処理能力算定資料	
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 変更後の維持管理に関する計画を記載した書類	①排ガスの性状・放流水の水質等について周辺地域の生活保全のため達成することとした数値	変更後の施設の排ガスの性状、放流水の水質等について周辺の生活保全のため達成することとした数値を算定した資料を添付する。
	②排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	変更後の施設の排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度について算定した資料を添付する。
	③その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	施設の変更により維持管理に関する事項が変更となる場合、その内容について明記する。
4. 書類、図面、処理工程図 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する)	①(最終処分場の場合) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を下記らかにする書類及び図面	最終処分場の周囲の地形、地質を測量したデータ等、地下水の状況がわかる水質検査結果書等の書類及び図面を添付する。
	②(最終処分場以外の施設) 処理工程図(作業フロー) 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。
5. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図		
5-1 位置図、配置図等 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する)	①位置図	青森市内での位置が分かるもの。
	②見取図	1/50,000～1/1,000等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。
	③配置図等	1/1,000以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
5-2 設置場所の登記簿等 (変更、追加がある場合)	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
5-3 土地の所有権、使用権を証明する書類 (変更、追加がある場合)	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用権を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
6. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
6-1 構造基準及び維持管理基準 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する) (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①構造基準とそれに対する対応策(別紙1参照)	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策(別紙2参照)	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し基準に適合するための対応策を併記する。
	③廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。(廃棄物の比重はその根拠の添付又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。)
6-2 維持管理計画書 (当初から変更となる部分について変更前後が分かることに記載する)	①運転時間(タイムスケジュール)	運転時間や休憩時間等を明記する。
	②設備の点検項目とその頻度及び記録簿	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びその点検頻度等を記載する。

のように記載する) (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	③生活環境への対処方法	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。
	④維持管理体制及び緊急時連絡先	施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。
6-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第22条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)
7. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類 (当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する)	①施設の変更に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ②施設の変更後の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設の変更に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類(施設の売買契約書等)及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。 変更後の施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。
8. 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表(決算報告書等) ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書、個別注記票 ④納税証明書	直前3事業年度分 " " " "
9. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款 ②法人の登記簿謄本	(申請時から直前3ヶ月以内の登記簿謄本)
10. 住民票の写し、登記されていないことの証明書等		
10-1 廃棄物処理法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行なった認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	"
10-2 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	"
10-3 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	"
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	"
11. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第7条第5項第4号からルまでに該当しないことを誓約する書面	

12. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第3条第7項)	一廃棄物処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により10-1～10-3の住民票等の添付が省略できる。
13. その他	①委任状(代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
14. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

構 造 基 準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準(廃棄物処理法施行規則第4条) (第1号)自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
(第2号)削除 (第3号)ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(第4号)ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するため必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられること。	
(第5号)著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
(第6号)ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のこと。	
○個別基準(同法施行規則第4条) (第11号イ)投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。	
(第11号ロ)破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられること。	
(第11号ハ)爆発による被害を防止するために必要な防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他必要な措置が講じられていること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第4条に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準(廃棄物処理法施行規則第4条の5)	
(第1号)施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
(第10号)ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するため必要な措置を講ずること。	
(第11号)蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
(第12号)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
(第13号)施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。	
(第14号)施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	
(第16号)施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	
○個別基準(同法施行規則第4条の5)	
(第6号イ)投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	
(第6号ロ)破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の一般廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第4の5条に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

(参考)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)
 - 若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいゝ、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいづれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

注1) 環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は從たる事務所)
- (2) (1)に掲げる者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く者

一般廃棄物処理施設
設置許可申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け
借受け

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
法定代理人(申請者が未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
役員(申請者が法人である場合、又は申請者が未成年者で法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

(参考)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)
 - 若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいづれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

注1) 環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) (1)に掲げる者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く者

廃棄物処理施設譲受(借受)許可申請書関係書類一覧表(申請者が法人の場合)

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 譲受又は借受の契約書	①施設の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等 ②土地の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等	
2. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)
3. 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用(内訳等含む)を算出した資料及びその費用の調達方法、を証明する書類を記載又は添付する。
4. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表(決算報告書等) ②損益計算書 ③納税証明書	直前 3 事業年度分 " "
5. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款 ②法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	(申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本)
6. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号いかからルまでに該当しない者であることを誓約する書面	
7. 役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの " "
8. 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの " "
9. 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの " "

10. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により4、5の書類の添付を省略できる。
11. 先行許可証	一廃処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により7～9の住民票等の添付を省略できる。

一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者 名 称
 住 所
 代表者の氏名
 電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を継承する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併(分割)の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	第 号
※事務処理欄	

⑧申請者

(ふりがな) 名 称	住 所

⑨法第7条第5項第4号リに規定する役員

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

⑩発行済株式総額の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総 数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

⑪令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

⑫合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を継承する法人において、法第7条第5項第4号リに規定する役員となる者

⑯合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を継承する法人において、発行済株式総額の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を継承する法人において、令第4条の7に規定する使人となる者

備考

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
 - 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
 - 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 市長が指定する部数を提出すること。

手數料欄

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

(参考)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)
 - 若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいゝ、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいづれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいづれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人(注3)のうちにイからチまでのいづれかに該当する者のあるもの

注1) 環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものをいう。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) (1)に掲げる者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置く者

廃棄物処理施設に係る合併(分割)認可申請書関係書類一覧表

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 合併契約書又は分割契約書の写し		
2. 合併の当事者の一方又は吸收分割により当該施設を承継する法人が施設設置許可を受けた者でない法人である場合には以下の書類		
2-1 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表(決算報告書等) ②損益計算書 ③納税証明書	直前3事業年度分 〃 〃
2-2 定款及び登記簿謄本	①法人の定款 ②法人の登記簿謄本	申請時から直前3ヶ月以内の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
2-3 申請者が次格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第7条第5項第4号からまでに該当しない者であることを誓約する書面	
2-4 役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	申請時から直前3ヶ月以内のもの 〃 〃
2-5 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	申請時から直前3ヶ月以内のもの 〃 〃
2-6 令第4条の7に規定する使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し(本籍が表示されたもの) ②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」 ③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	申請時から直前3ヶ月以内のもの 〃 〃
2-7 現に行っている事業の概要を説明する書類		
3. 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人により当該施設を承継する法人に係る次に掲げる書類		
3-1 技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。(役員等である場合は除く)	法第22条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等)

3-2 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用(内訳含む)を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。
3-3 法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面	申請者が次格要件に該当しない者であることを誓約する書類	
3-4 法第7条第5項第4号リに規定する役員となる者の住民票の写し等	①役員の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等(以下「医師の診断書等」という。)	〃
3-5 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者となる者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃
3-6 使用人となる者の住民票の写し等	①使用人となる者の住民票の写し(本籍が表示されたもの)	申請時から直前3ヶ月以内のもの
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあっては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃
4. その他	①委任状(代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
5. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券の提出により2-1及び2-2の書類の添付を省略できる。
6. 先行許可証	一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により2-4から2-6まで、3-4から3-6までの住民票等の添付が省略できる。

(表面)

一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

青森市長 様

申請者 住 所
氏 名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
一般廃棄物処置施設の設置の場所	
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※ 事 務 处 理 欄	

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
法定代理人(相続人が未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
役員(法人の場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		役職名・呼称	
備考			
1 ※印欄には、記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※ 手数料欄			

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更内容	△ 軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更		
	△ 規則第5条の4第6号に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
		役職・呼称	住所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※ 事務処理欄			

備考

- ※印欄には、記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。